

1 答 申 第 1 4 号  
令和 2 年 2 月 1 8 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

令和元年 1 2 月 4 日付け 1 健総第 1 6 2 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- (2) 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第 8 条第 2 項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第 8 条第 3 項）について

【健康福祉部総務】

【健康福祉部健康保険課】

## 2 審議会の意見

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することについては、公益上の必要性があり、また、当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当である。
  
- (2) 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のもことから収集することについては、公益上の必要性があり、また、当該本人以外のもことから収集に係る本人通知を省略することは適当である。

なお、これらの情報については、匿名化した上で研究機関へ提供することであるが、提供する個人情報の内容がセンシティブなものであることから、匿名化した情報は研究機関において復元しないことについて取り決めを行う等の対策を行い、個人情報の安全の確保に努めることを付言する。